

ちゅピCOM 府中局エリア〔重要事項説明書〕

下記の内容についてご確認ください。

なお、契約内容の詳細については「株式会社ちゅピCOM府中局エリア契約約款」を必ずご確認ください。

契約上のご注意

●未成年者のご契約について

未成年者のご契約については、親権者（法定代理人）の方の同意が必要となります。

加入申込兼契約書のお名前欄に、親権者の方も直筆にてご署名、ご捺印をお願いいたします。

●ご高齢者のご契約について

ご高齢者とのご契約は、お申し込みをお受けした後、再度、ご契約の意思を確認させていただく場合があります。

●加入申込の撤回について

加入申込者は当社の交付する契約締結書面受領の日から起算して8日を経過するまでの間、書面によりその申し込みの撤回または解除を行うことができます。

ただし、加入申込者は日割り計算で算定される利用料、申し込みされたサービスの提供に必要な工事に通常要する費用および契約締結のために通常要する費用を負担するものとします。

●料金のお支払いについて

利用料のお支払いは、毎月10日にご指定口座からの引き落としとなります。金融機関休業日の場合は翌営業日となります。

また、ご指定口座からの引き落としによるお支払いが当社で確認できない場合は、当社の規定に従い、すべてのサービスの停止をさせていただきますのであらかじめご了承ください。

原則として請求書および領収書の発行はいたしません。

●解約について

解約月は利用日数にかかわらず月額料金となります。また、解約を希望する日の10日前までに文書により当社まで申し出ることが必要です。

解約されても加入金はお返しできません。ただし、当社が認める場合に限り第三者への名義変更が可能です。

●撤去費用について

すべてのサービスを解約する時には撤去費用が必要です。〔(別表) 料金表参照〕

アンテナ等への復旧にかかる費用につきましては、お客さまのご負担になります。

●一時休止・再開について

一時休止または再開を希望する場合は、希望する日の10日前までに文書により当社まで申し出ることが必要です。

休止した場合、NHK、民放を含めすべての放送やサービスが利用できなくなります。

休止期間中は利用休止期間料金が発生します。〔月額1,430円(税込み)〕

●滞納について

加入金、工事費または利用料を2カ月以上滞納された場合は、当社は催告の上すべてのサービス（NHK、民放を含む）の提供を停止し、契約の解除ができるものとします。

●各種手続き等料金について

利用場所や契約内容の変更、増設工事、端末機器の交換、お客さま側に瑕疵がある場合の出張費および工事費、サービスの休止・再開等は、原則としてすべて有料となります。〔(別表) 料金表参照〕

●メンテナンス等について

当社のサービスは、気象条件、保守作業や各種障害等により、そのサービスの一部または全部について予告なく停止することがあります。

この場合にも、当社は、加入金、工事費および利用料等の返還、減額および損害賠償はしないものとします。

●不正利用について

不正利用が発覚した場合には、当社は約款に定める損害賠償の請求を行います。

ケーブルテレビ

●地上デジタル放送の視聴について

当社とデジタル契約をすると、地上デジタル放送対応のテレビでは、地上デジタル放送を視聴することができます。

STBを接続したテレビでは、契約内容に従い、地上デジタル放送のほか、BSデジタル放送、CSデジタル放送を視聴することができます。

ご利用にあたり、加入金や工事費、機器の設置工事費および月額利用料が必要となります。

STBを接続していないテレビで地上デジタル放送やBSデジタル放送を視聴する場合には、当社からの受信であっても、お客さまで地上デジタル放送やBSデジタル放送対応機器をご用意いただく必要があります。

●NHK受信料・団体一括支払について

当社の利用料にはNHK受信料は含まれていません。NHK受信料は別途必要です。

NHK受信料は、当社で団体一括支払制度をお申し込みされると割引になります。

●STBについて

STBは当社より貸与します。

STBを破損、紛失された場合には修復・補填に要する費用の負担が必要です。〔(別表)料金表参照〕

STBは、性能改善等のため仕様を変更することがあります。多チャンネル放送サービスだけの契約はありません。

●B-CAS・C-CASカードについて

STBにてデジタル放送サービスをご利用される場合にはB-CAS・C-CASカードを使用します。

B-CASカードに関するお取り扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによりますので、必ずご確認ください。

契約内容に従い、STB1台ごとにつき1枚のC-CASカードを貸与します。一時休止・解約時には、速やかにC-CASカードをご返却いただきます。

なお、カードを破損または紛失された場合は、別に定める費用の負担が必要です。〔(別表)料金表参照〕

●リモコンの取り扱いについて

リモコンが故障した場合は、有償での交換となります。紛失された場合も同様です。〔(別表)料金表参照〕

●番組やチャンネルの変更について

当社の番組内容や放送チャンネルは、事情により変更されることがあります。

この場合にも、当社は、加入金、工事費および利用料等の返還、減額および損害賠償はしないものとします。

ケーブルインターネット

●当社の工事範囲は、“ケーブルモデム”または“ONU”の取付・動作確認までといたします。

モデムやONUより先のパソコンへの接続は、お客さまに行っていただきます。

サポートが必要であれば、当社および当社指定業者が有償にてサポートいたしますのでご相談ください。

●パソコンへの接続に必要な機器およびソフトは、お客さまで用意し、接続、設定を行ってください。

1. パソコン
2. LANケーブル（ストレート）
3. ソフトウェア（ブラウザやメールソフト等）

●ウイルス対策ソフトは、お客さまの意思で用意し、導入してください。

●オプションサービスのお申し込みは、当社窓口・メール・郵送にて受け付けさせていただきます。

ただし、月の途中からサービスを開始した場合でも、当月分の利用料が必要となります。

●メールアドレスは受付順となりますので、ご希望にそえないことがあります。

登録されましたメールアドレスの変更は可能ですが、オプションサービスに定められた費用が必要となります。

また、当社ではメールアドレスの売買は認めておりませんのでご了承ください。

●一時休止の際には所定の手続きを行ってください。

ただし、毎月1,430円（税込み）の休止期間料金を申し受けます。（休止期間は最長6カ月）

●メールの追加等の変更をする場合には変更手数料として550円（税込み）／回いただきます。

●ホームページの開設において、CGIは当社が用意したもののみ使用可能といたします。

●当社では、サーバー等の設置は禁止しておりますのでご了承ください。

●ご解約される際に所定の手続きを行ってください。

解約を希望する日の10日前までにはご連絡ください。

ただし、引き込み線の撤去費用、宅内側配線・ケーブルモデム等の撤去にかかる費用(実費)はお客さまの負担になります。

〔(別表)料金表参照〕また、加入金の返還はありませんので、あらかじめご了承ください。

個人情報保護について

ご記載いただく個人情報は、当社提供サービスを利用するための各種工事、維持、管理、お知らせ、料金収納、放送、通信に関する調査等、当社の業務範囲内で当社および当社の業務委託先で利用します。

ご契約に関するお問い合わせ、苦情は以下までご連絡ください。

株式会社ちゅピコム

府中局：〒726-0003 広島県府中市元町423-8 TEL 0847-45-0557 FAX 0847-45-0668

株式会社ちゅピCOM 府中局エリア版 放送サービス契約約款

株式会社ちゅピCOM（以下「当社」という）と当社が行うサービスの提供を受ける者（以下「加入者」という）との間に締結される契約（以下「加入契約」という）は、以下の条項によります。

第1条（当社の放送サービス）

当社は、そのサービス区域内において、加入者に電気通信設備（光ファイバーを含む）を使用して次のサービスを提供します。ただし、（2）、（3）および（4）のサービスは、（1）のサービスの契約締結を条件として提供することとします。当社は、事情によりサービス内容を変更することがあります。

- （1）基本番組サービス

（イ）民間放送のテレビジョン放送の同時再放送サービス

（ロ）NHKのテレビジョン放送の同時再放送サービス

（ハ）FMラジオ放送の同時再放送サービス

（ニ）自主放送サービス
- （2）有料番組サービス
- 基本番組サービスに付加した別料金に基づく番組（以下「有料番組」という）の放送サービス（以下「有料番組サービス」という）
- （3）当社と加入者が別途合意により定めるサービス
- （4）上記事業に付帯するサービス

2 本書において使用する用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
契約者回線	当社の行うサービスの提供を受けるために、当社との契約に基づいて設置される電気通信回線
引込線	最寄りのタップオフ（分配器ともいう。以下、同じ。）より契約者回線の終端までの間の電気通信回線で、当社の行うサービスの提供を受けるために、当社との契約に基づいて設置される電気通信回線
保安器	雷等から宅内機器を保護するための装置であり、引込線から宅内配線の分岐点となる機器
V－ONU	当社施設の加入者が指定する場所の終端に設置される放送用光受信機であり、引込線から宅内配線の分岐点となる機器
専用チューナー等	専用チューナー（録画機能付のものを含む）、C－CASカード、その付属品
B－CASカード	専用チューナーに挿入されることにより、専用チューナーを制御するICを組み込んだ株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズがお客さまに貸与するカード
C－CASカード	専用チューナーに挿入されることにより、専用チューナーを制御するICを組み込んだ当社が指定する技術的な基準に適合するカード
加入者施設	当社の行うサービスの提供を受けるために、当社との契約に基づいて設置され加入者の所有物となる機械、器具、その他の設備
受像機	テレビ、ビデオ等の機器

第2条（契約の単位）

加入契約は、引込端子ごとに行います。ただし、同一引込端子により複数世帯が加入する場合は契約の単位を各世帯とします。なお、同一引込端子から複数世帯が居住する建物の各世帯に分配する場合（集合共同引込）には、別途建物代表者との基本契約（建物基本契約）の締結をした後、各世帯を契約の単位として加入契約を行うものとします。

第3条（契約の成立）

加入契約は、加入申込者が加入申込書に記載の定めならびに本約款を承認し、加入申込書に必要事項を記入のうえ提出し、当社がこれを承認し契約締結書面を加入申込者に交付した時に成立するものとします。

2 加入申込者は、加入者引込線設置工事の施工についてあらかじめ地主、家主、その他利害関係人の承諾を得ておくものとし、後日問題が生じた場合があっても当社は責任を負いません。

3 当社は、第1項の規定にかかわらず加入申込書の提出があった場合でも、次の場合には承諾しないことや、承諾の撤回をすることがあります。

（1）加入申込書に虚偽の事実の記載があった場合

（2）加入申込者がこの約款上要請される各種料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合

（3）その他加入申込者がこの約款に違反するおそれがあると認められる場合

（4）サービスの提供に必要な施設（以下「本施設」という）の構築や維持管理が技術的、経営的に困難であると判断される場合

（5）加入申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合

（6）その他当社においてサービスの提供が困難であると判断した場合

第4条（加入申し込みの撤回等）

加入申込者は、契約締結書面受領の日から起算して8日を経過するまでの間、書面によりその申し込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。

2 前項の規定による加入申し込みの撤回等は、同項の書面を発したときにその効力を生じるものとします。

3 第1項の規定による加入申し込みの撤回等があった場合は、加入申込者は日割り計算で算定される利用料、申し込みされたサービスの提供に必要な工事に通常要する費用および契約締結のために通常要する費用を負担するものとします。

4 前項の場合を除き、第1項の規定にかかわらず一旦加入契約が成立した後、引込線工事、宅内工事等を着工済みまたは完了済みの場合には、加入者は、その工事に要した全ての費用ならびに撤去に要した費用を負担するものとします。

第5条（契約の有効期限）

加入契約の有効期限は契約成立の日から1年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社、加入者のいずれからもの何らの意思表示をしない場合には、引き続き1年間の期間をもって更新するものと、以後も同様とします。

第6条（加入金・利用料）

加入者は、別に定める料金表に従い加入金および利用料を当社に支払うものとします。

2 基本番組の利用料は、サービスの提供を受け始めた日の属する月から毎月支払うものとします。また、有料番組のサービスの提供を受けた場合は、基本番組利用料の他にサービスの提供を受けた日の属する月の有料番組利用料を支払うものとします。

3 加入者は、当社と別途合意によるサービスを受ける場合には、そのサービスの提供を受け始めた日の属する月からサービス利用料を毎月支払うものとします。

4 落雷時等、やむを得ない事由により当社が、第1条に定めるサービスの提供が出来なかった場合、原則として利用料の減額は行わないものとします。ただし、月のうち継続して10日以上にわたってすべてのサービスの提供が出来なかった場合は、当該月分（2カ月にわたりひきつづき10日以上20日未満行わなかった場合は、初月分）の利用料は無料とします。ただし、有料番組利用料の扱いについてはこの限りではありません。

5 社会経済情勢の変化、提供するサービス内容の変更等に伴い、当社は、総務大臣に届け出のうえ料金を改定することがあります。

6 日本放送協会（NHK）の受信料（衛星放送の受信料を含む）および有料番組の利用料は、当社が設定した利用料には含まれていませんので、別途加入者が支払うものとします。

第7条（料金の支払方法）

加入者は、加入金、利用料等について、別途当社が指定する期日までに、指定する方法（当社が指定する金融機関の預金口座からの自動振替を原則とする）により支払うものとします。

2 利用料は月割り（毎月1日より月末までを1ヶ月の単位とします）計算とし、サービス開始時および解約時等においても第4条第3項の場合を除き、日割り計算はいたしません。

3 当社は、原則として加入者に対して請求書および領収書の発行は行わないものとします。

4 支払いの督促や集金等に要する費用は別に定める料金表に従い、加入者が負担するものとします。

5 当社は、料金の回収に関して、当社が指定する債権回収機関へ委託することがあります。

第8条（割増金）

加入者は、料金その他の債務の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払うものとします。

第9条（遅延利息）

加入者が料金の支払を支払期日より遅延した場合は、年（365日当り）14.5%の割合で計算した遅延利息を支払期日の翌日より、支払日までその期間に応じて当社に支払うものとします。

第10条（必要な機器の貸与）

加入契約が成立した場合には、当社は、契約内容に従い、STB等の当社の放送サービスを利用するのに必要な機器（以下「当社機器」という）を加入者に貸与するものとします。当社機器には、リモコン、BSデジタル放送用ICカード（以下「B－CASカード」という）が付属されています。CSデジタル放送用ICカード（以下「C－CASカード」という）を必要とする契約内容の場合には、C－CASカードも付属されています。B－CASカードとC－CASカードの取り扱いについては、第11条の規定によるものとします。

2 加入者は、使用上の注意事項を厳守して貸与された当社機器を適切に維持管理するものとします。

3 加入者が故意または過失（本来の用法に従って使用しなかった場合を含む）、または第三者の行為により、貸与された当社機器を故障、破損または紛失した場合には、直ちに当社に申し出るものとし、修理または交換、補填に要する費用は加入者が負担するものとします。

4 リモコン等の使用開始から1年以降の故障、破損の場合の補填に要する費用は、別に定める料金表に従い、加入者が負担するものとします。

5 当社が認める場合を除き、加入者は当社機器の交換を請求できないものとします。

6 加入者は、第4条に定める加入申し込みの撤回等、第24条に定める解約ならびに第25条に定める停止および契約の解除の場合、速やかに当社機器を返却するものとします。なお、加入者が当社に返却できない場合は、加入者は、別に定める料金表に従い損害金を当社に支払うものとします。

7 当社は、予告なく当社機器の仕様を変更することがあります。加入者は、当社が必要に応じて行う当社機器の仕様変更に同意するとともに、その作業の実施について協力するものとします。

8 当社は、加入者が当社の放送サービスの利用によりまたは当社機器の利用により損害を被った場合または設備、技術的制約に起因し通信機能が利用できなかった場合等により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

9 加入者が、録画機能付サービスの利用を希望する場合には、当社は、契約内容に従い、その加入者に録画機や録画機能付STBを貸与します。

10 当社は、視聴状態の確認を行うため、第27条（加入者個人情報の取り扱い）の規定を遵守した上で、加入者の使用する当社機器及び電気通信設備と電気信号による通信を行うことができるものとします。

第11条（B－CASカードおよびC－CASカードの取り扱い）

B－CASカードに関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B－CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

2 当社は、加入者に対し、契約内容に従いSTB1台につき1枚のC－CASカードを無償貸与するものとし、加入者は契約の解除後は速やかにC－CASカードを当社に返却するものとします。また、当社は必要に応じて、加入者にC－CASカードの交換および返却を請求することができるものとします。

3 C－CASカードの所有権は当社に帰属し、加入者は善良なる管理者の注意をもってC－CASカードを管理するものとします。

4 加入者は、次の各号を行うことはできません。

（1）C－CASカードの複製、変造、翻案等のカード機能に影響を与えることを行うこと。

- (2) C-C-A-Sカードを日本国外に輸出または持ち出すこと。
- (3) C-C-A-Sカードの貸与、譲渡、質入その他の処分をすること。
- 5 加入者が前項の規定に違反した場合における、当社および第三者に及ぼされた損害、利益損失は、加入者が賠償するものとします。
- 6 加入者が故意または過失によりC-C-A-Sカードを破損または紛失した場合には、加入者はその損害分を当社に支払うものとします。
- 第12条 (施設の設置および費用の負担)
- 本施設の設置工事は、当社または当社が指定した工事業者が行うものとします。
- 2 加入者は、当社または当社が指定した業者が本施設を設置するために、加入者の敷地、家屋、構築物等への出入他の協力を求めた場合、これに協力し、無償で便宜を供するものとします。
- 3 当社は、本施設のうち、放送センターからタップオフまでの設置に要する費用を負担します。ただし、既設の幹線設備より幹線分配、幹線延長工事およびその他の施設の設置を必要とする場合には、加入者がその費用を負担するものとします。
- 4 加入者は、タップオフの引込端子から受信機までの設置に要する費用を負担します。また、自営柱の建柱、地下埋設、鉄筋コンクリートの穴あけ等、加入者の敷地内および宅内の特別工事を必要とする場合は、加入者がその費用を負担するものとします。また、当社は、引込線、当社が貸与する機器等を設置するために必要最小限において、加入者が所有または占有する敷地、家屋および、構築物等を無償で使用できるものとします。なお、当社が貸与する機器等の使用に係る電源は加入者が設置するものとし、その電気料金および消耗品は加入者が負担するものとします。
- 第13条 (施設の所有関係)
- 本施設のうち、放送センターから保安器出力端子またはV-O-N-Uまでの施設および加入者に貸与する当社機器は当社の所有とします。本施設のうち、保安器出力端子またはV-O-N-U以降のすべての施設(ただし、当社機器を除く)および第12条で規定した自営柱、地下埋設設備は加入者の所有とします。
- 2 加入者は、加入者の各種変更の希望により、本施設に工事が生じる場合には、その費用を負担するものとします。
- 第14条 (施設の維持管理、放送内容の変更)
- 当社ならびに加入者は、それぞれが所有する施設の維持管理を行うものとします。
- 2 加入者は、本施設の維持管理の必要上、当社のサービス提供が一時的停止することを承認するものとします。この場合当社は、事前に当該加入者にその旨を通知するものとしますが、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 3 当社は、やむを得ぬ事情によりサービス内容や放送内容を変更することがあります。
- 4 当社は、サービス内容の変更やサービス提供の一時停止、放送内容の変更に対する損害賠償責任は一切負わないものとします。
- 第15条 (故障・保守等に伴う責任負担)
- 当社は、提供する放送サービスの受信に異常が生じた場合これを調査し、必要な措置を講ずるものとします。ただし、加入者の受信機等に起因する場合は、この限りではありません。
- 2 当社または当社の指定する者は、通常、その営業時間内において保守または修復作業を行うものとします。
- 3 加入者は、当社の提供するサービスの受信に異常をきたしている原因が加入者施設による場合は、修復に要する費用を負担するものとします。また、加入者施設の故障によって生じた損害についても賠償責任を負うものとします。
- 4 加入者は、自己の故意または過失によって本施設に故障を生じさせた場合は、その修復等に要する費用を負担するものとします。
- 第16条 (天災等に関する事項)
- 当社の施設には、雷などによって発生する外部からの過剰電流を遮断するよう保安装置が設けられていますが、万一落雷等により加入者の受信機等が破損した場合は、当社は、その責任を負わないものとします。
- 2 当社は、次に該当する場合に対する損害の賠償責任は一切負わないものとします。
- (1) 天災地変、気象状況等によってサービス提供が停止した場合
- (2) 放送衛星、通信衛星の機能停止によってサービス提供が停止した場合
- (3) その他当社の責に帰することのできない事由によってサービス提供が停止した場合
- (4) 録画機や録画機能付STBの利用について、録画再生機能の不具合および録画物等(録画機や録画機能付STBに蓄積、挿入されたデータすべてをいいます)の消失、破損等が生じた場合。また、機器の交換や撤去を行った際に、録画物等が消失した場合。その他当社の責に帰することのできない事由によって録画物等が消失した場合
- 第17条 (便宜の供与)
- 加入者は、当社または当社が指定した工事業者が本施設の検査、修復、撤去等を行うために、加入者の敷地、家屋、構築物等への出入他の協力を求めた場合、加入者はこれに協力し、無償で便宜を供するものとします。
- 第18条 (契約台数)
- 加入者が本施設に加入申込書に定める台数を超える受信機を接続することを禁止します。
- 2 加入者は、前項に違反した場合は、加入者が当社のサービス提供を受け始めたときに遡り当該料金を当社に支払うものとします。
- 第19条 (禁止事項)
- 加入者が、伝送路や加入者引込線に線路その他の導体を連絡し、また当社の提供するサービスを受けるのに必要な機器またはソフトウェアを改変してサービスを無断で受信することおよび当社の提供するサービスを受けるのに必要な機器またはソフトウェアを分解・解析することなどを禁止します。また、加入者の違反によって当社または他の加入者に受信障害など不利益が生じた場合、当該加入者はすべての損害を賠償するものとします。
- 2 加入者が複製、配線等により当社のサービスを第三者に提供することおよび対価をうけて当社のサービスを第三者に上乗せすることを禁止します。
- 3 加入者は、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社の提供するサービスの不特定または多数人に対する上映、ビデオデッキおよびその他の方法による複製、かかる複製物の上映ならびに、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権および著作権隣接権を侵害する行為をすることはできません。
- 4 加入者による加入契約上の権利および義務の譲渡、ならびに担保設定等の行為を禁

- 止します。
- 5 加入者が第1項から第4項に違反した場合、加入者は、当社または権利者に対し、加入者が当社のサービス提供を受け始めたときに遡りすべての損害を賠償するものとします。
- 第20条 (一時休止)
- 加入者は、当社のサービス利用の一時休止、またはその再開を希望する場合は、希望する日の10日前までにその旨を文書により当社に申し出るものとします。この場合加入者は、別に定める料金表に従い、一時休止を申し出た日の属する月の翌月から、再開した日の属する前月までの期間の料金を当社に支払うものとします。
- 2 一時休止期間中は原則として当社機器を返却するものとし、機器の取りはずしに伴う工事費ならびに再開時の機器の取り付けに伴う工事費および手数料は、別に定める料金表に従い加入者が負担するものとします。
- 第21条 (設置場所の変更)
- 加入者は、次の場合に限り受信機および当社機器を含む電気通信設備の設置場所を変更できるものとします。
- (1) 同一敷地内での施設の変更
- (2) 同一敷地外の移転先が当社のサービス区域内で、かつ最寄りのタップオフに余裕がある場合
- 2 加入者は、前項の規定により受信機および当社機器を含む電気通信設備の設置場所を変更しようとする場合は文書により当社にその旨を申し出るものとします。
- 3 加入者は第1項の規定による変更に必要な費用を負担するものとします。
- 第22条 (名義変更)
- 次の場合、当社が承諾すれば、加入者の名義を変更することができるものとします。
- (1) 相続または法人の合併の場合
- (2) 新加入者が、旧加入者の同意を得て旧加入者の受信機の設置場所において、当社のサービスの提供を受ける場合
- 2 前項の規定により名義変更をしようとするとき、新加入者は、文書により当社に申し出て、別に定める料金表に定める名義変更手数料を当社に支払うものとします。
- 3 新加入者は、旧加入者の有する本契約に関する権利義務の一切を引き継ぐものとします。
- 4 名義変更により、工事または調整が必要な場合は、その費用は新加入者が負担するものとします。
- 第23条 (加入申込書記載内容の変更)
- 加入者は、加入申込書記載のサービス内容の変更を希望する場合には、文書によって当社に申し出るものとします。この場合、当社は、すみやかに申し出内容の審査を経て承諾通知を加入者に発したときに、サービス内容の変更契約が成立するものとし、この場合当社は、すみやかに変更された契約内容に基づいてサービスを提供するものとします。変更された契約内容に基づくサービスの提供が1か月に満たない場合でも利用料などの料金は、すべて1箇月分の料金とします。
- 2 前項のほか加入者は、加入申込書に記載した事項について変更がある場合には、文書により当社に申し出るものとします。
- 第24条 (解約)
- 加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する10日前までに文書により当社にその旨を申し出るものとします。
- 2 前項による解約の場合、加入者は第6条の規定による加入金および第12条の規定による設置に要する加入者負担の費用に未払い分がある場合は、当社に残金を支払うものとします。
- 3 加入者は、第6条の規定による利用料は、解約を希望する日の属する月の分まで支払うものとします。
- 4 第4条の場合を除き、解約による加入金の払い戻しはありません。ただし、加入者がサービスの提供を一切受けなかった場合には、当社は、支払い済み加入金の50%を払い戻します。
- 5 第1項による解約の場合、当社は、当社の施設を撤去します。加入者は当社施設の撤去作業が速やかに行われるよう協力するとともに、別に定める料金表に従い、撤去に伴う費用を負担するものとします。また、撤去に伴い加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者は、その復旧費用を負担するものとします。
- 6 加入契約を解約した場合でも、故意または過失によって解約前に生じた加入者の補償責任ならびに負うべき義務は失効しないものとします。
- 第25条 (加入者の義務違反による契約の解除)
- 当社は、加入者にこの約款に違反する行為があったと認める場合は、催告のうえすべてのサービスの提供を停止し、加入契約を解除することができるものとします。ただし、加入者の都合により、当社から加入者に対する催告が到達しない場合は、通知催告なしに、加入契約を解除することができるものとします。
- 2 加入者は、前項により当社のサービスの提供を停止され契約の解除となった場合は、直ちにこの約款によるすべての権利を失い、加入金の払い戻しを受けることはできません。
- 3 加入者のこの約款に違反する行為による契約の解除においても、料金の支払いや撤去に伴う費用負担、補償責任等については前条の規定を準用します。
- 4 加入者のこの約款に違反する行為により、当社が損害を受けた場合には、当社は、加入者に対し、損害賠償を請求する場合があります。
- 5 当社は、第1項の規定によるサービス提供の停止に対する損害賠償責任は一切負わないものとします。
- 第26条 (不正利用)
- 当社との間に加入契約を成立させることなく、本施設の使用もしくは当社のサービス提供を受けている者は、これを不正利用者として次の損害賠償を請求するものとします。
- (1) 設備の損傷や、当社のサービスに障害を生じさせている場合には、その復旧に要するすべての費用
- (2) 権利損害金として、当社が不正利用者の地域でサービスの提供を開始した日より、当社が不正利用を確認したときに至るまでの利用料および加入金合計額の2倍相当額
- 第27条 (加入者個人情報の取り扱い)
- 当社は、加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。

- 2 当社は、当社のサービスを提供するために必要かつ利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報取得します。
- 3 加入者の個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内で当社が利用するほか、委託業務の達成に必要な範囲内で、当社が委託した者も利用できるものとします。
- 4 当社は、加入者の個人情報を、次の目的で利用します。ただし、下記（２）～（５）では加入者の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスおよび加入者に提供するサービスの内容を利用します。
- （１）加入者へのサービスに関する契約の締結、工事の施工のために加入者の氏名、住所、電話番号、住宅の図面を、また、料金請求や収納業務のために金融機関の加入者の口座番号および名義ならびに加入者に提供するサービス内容をそれぞれ利用します。
- （２）加入者に対してダイレクトメール、電子メール、定期訪問等により情報（当社が提供するサービスに関する各種キャンペーン等のお知らせや商品案内など）を提供し、または、各種アンケート調査を実施するために利用します。
- （３）サービスの変更およびサービスの休廃止の通知を加入者に届けるために利用します。
- （４）加入者から寄せられた意見、要望に応えるための苦情、相談対応業務のために利用します。
- （５）加入者が当社から購入した商品のアフターサービス、メンテナンス、定期点検を行うために利用します。
- （６）加入者の個人情報の集計、分析を行い、個人が識別、特定できないように加工した統計資料を作成し、サービスの向上および新規サービスの開発等を行うために、加入者に提供するサービス内容を利用します。
- 5 上記の利用目的以外に、加入者の個人情報を利用する必要がある場合には、下記６（２）～（６）に該当する場合を除き、事前に加入者に利用者および利用目的を連絡し、加入者から事前の同意を得たうえで、利用します。
- 6 加入者の個人情報は、次のいずれかに該当する場合を除き、第三者に提供いたしません。
- （１）加入者から同意を得た場合
- （２）人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、加入者の同意を得ることが困難である場合
- （３）公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、加入者の同意を得ることが困難である場合
- （４）国の機関もしくは地方公共団体が法令の定めによる事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合
- （５）裁判官の発付する令状により強制処分として捜査、押収等がなされる場合
- （６）警察、税務署等の法律上の照会権限を有する者からの照会がなされた場合
- 第２８条（苦情処理）
- 当社は、加入者の個人情報の取り扱いに関する苦情は、適正かつ迅速な処理に努めます。
- 第２９条（合意管轄）
- この約款は日本国の国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争

等については広島地方裁判所をもって第１審管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第３０条（業務の廃止）

当社は、業務上の都合により業務及びこの約款に定めるサービスを廃止することがあります。この場合、それらを廃止する日をもって加入契約及びサービスの利用契約は終了するものとし、この日を契約の終了日と定めます。加入金等は払い戻しされないものとします。

- 2 当社は、前項の場合には、加入者に対し業務及びサービスを廃止する日の３か月前までに、その旨を文書で通知し、かつ、当社ホームページ上に掲載する等、当社の定める方法により業務及びサービスを廃止する旨を告知します。
- 3 当社は、都合により特定のサービス品目を任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、加入者は第２３条（加入申込書記載内容の変更）の規定に基づき別のサービス品目への請求をすることができます。請求を行わなかった加入者に関しては、別途当社が定める場合を除き当該サービスを廃止する日をもって当該加入者との当該サービス品目の利用契約を解除します。
- 4 当社は、前項の場合には、当該サービス品目を利用する加入者に対し１か月前までに、その旨を文書で通知し、かつ、当社ホームページ上に掲載する等、当社の定める方法により当該サービス品目を廃止する旨を告知します。

第３１条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が発生した場合は、当社と加入者は、契約の締結の主旨に従い誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

第３２条（約款の改正）

当社は、この約款を総務大臣に届け出たうえ改正することがあります。この場合、サービス提供条件および料金等は、改正後の約款によるものとします。

附 則

当社は、特に必要がある場合には、この約款に特約を付することができるものとします。

- 2 一括加入・業務用等の契約については別途協議するものとします。
- 3 この契約約款は、平成２０年 ５月２３日から施行します。
- 4 この約款の改正 平成２３年 ４月 １日から施行します。
- 5 この約款の改正 平成２５年 ５月 １日から施行します。
- 6 この約款の改正 平成２６年 ４月 １日から施行します。
- 7 この約款の改正 平成２８年 ４月１５日から施行します。
- 8 この約款の改正 平成２９年 ４月 １日から施行します。
- 9 この約款の改正 平成３０年 ４月 １日から施行します。
- 10 この約款の改正 平成３０年 ６月２０日から施行します。
- 11 この約款の改正 平成３１年 ４月２５日から施行します。
- 12 この約款の改正 令和 元年１０月 １日から施行します。
- 13 この約款の改正 令和 ３年 ８月 １日から施行します。
- 14 この約款の改正 令和 ６年 ４月 １日から施行します。
- 14 この約款の改正 令和 ７年１０月 １日から施行します。

C A T V専用B C A Sカード使用許諾契約約款（K B 0 0 0 8 J）

C A T V専用

お客様が使用するケーブルテレビ用のセットトップボックス等（以下「C A T V用受信機器」といいます）には、デジタル放送を受信するためのI Cカード（C A T V専用B－C A Sカード以下「カード」といいます）が添付されています。このカードは、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ（B－C A S社）（以下「当社」といいます）が一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟（以下「J C T A」といいます）と契約し、J C T Aを経由してご加入のケーブルテレビ局 以下「C A T V会社」といいますに配布しているものです。

当社は、このカードを、この約款の契約（C A T V専用B－C A Sカード使用許諾契約）に基づいてお客様に貸与します。お客様がC A T V会社の用意する書面においてこの約款に同意すると、当社との間に契約が成立しますので、事前にこの約款を必ずお読みください。

第１条（カードの使用目的）

このカードには、C A T V用受信機器を制御する集積回路 I C が内蔵されており、ご加入のC A T V会社がカードの使用を認めたC A T V用受信機器において、ご加入のC A T V会社が行う地上デジタルテレビジョン放送、B Sデジタル放送および110度C Sデジタル放送の再送信、ならびに著作権保護に対応した自主放送（以下まとめて「放送サービス」といいます）を受信する目的で使用されます。

第２条（カードの所有権と使用許諾）

このカードの所有権は、当社に帰属します。

2 この契約に基づき、お客様およびお客様と同一世帯の方が、このカードをC A T V用受信機器に常時装着した状態で使用できます。

第３条（カードの管理）

お客様は、このカードをC A T V用受信機器に常時装着した状態で使用・保管し、カードが紛失、盗難、故障および破損することのないように十分注意してください。

第４条（カードの故障交換等）

- カードが原因と思われる受信障害が発生した場合は、ご加入のC A T V会社に連絡してください。C A T V会社は、カードの故障による受信障害の場合はそのカードを交換いたします。次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただく有償交換、それ以外の場合は無償での交換となります。
- ① カードの使用を開始してから、３年以上経過している場合。
- ② カードの故障が、お客様の不適切な取扱いに起因するものである場合。
- 2 当社に故意または重大な過失があった場合を除き、カードの故障により、第１条の放送サービスが受信できないことによる損害が生じてても、当社はその責任を負いません。

第５条（カードの破損、紛失、盗難等および再発行）

カードの破損、紛失または盗難等により、お客様がカードを使用できなくなった場合、ご加入のC A T V会社に連絡してください。C A T V会社は所定の手続きに基づいてカードの再発行を行います。この場合、お客様は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただきます。

第６条（カードの交換依頼）

カードの不具合やシステム変更（バージョンアップ）等、当社の都合によりカード交換が必要となった場合、ご加入のC A T V会社を通じてお客様にカード交換をお願いすることがあります。

第７条（不要になったカードの処置等）

ケーブルテレビの加入契約解除等によりカードが不要となった場合は、ご加入のC A T V会社にカードを返却してください。カードの返却があった場合、この契約は終了します。

第８条（禁止事項）

- このカードを、第１条のカードの使用目的に反して、ご加入のC A T V会社がカードの使用を認めたC A T V用受信機器以外の受信機器に使用し、あるいはご加入のC A T V会社が行う放送サービスの受信以外の目的に使用することはできません。
- 2 カードの複製、分解、改造、変造若しくは改ざん、またはカードの内部に記録されている情報の複製若しくは翻案等、カードの機能に影響を与え、またはカードに利用されている知的財産権の侵害に繋がる恐れのある行為を行うことはできません。
- 3 カードを日本国外に輸出または持ち出すことはできません。
- 4 カードを第三者にレンタル、リース、賃貸または譲渡することはできません。

第９条（損害賠償）

お客様が第８条に違反する行為を行い当社に損害を与えた場合、当社は、お客様に対し損害の賠償を請求することがあります。

第１０条（約款の変更）

この約款は変更することがあります。この約款の変更事項または新しい約款については、当社のホームページ(<http://www.b-cas.co.jp>)に掲載します。

〔別表〕カード再発行費用 第４条第１項および第５条に規定するカード再発行費用

- 2、３１０円（消費税込み）以下でC A T V会社の定めによる
- 2 前項のカード再発行費用は、ご加入のC A T V会社へお支払いいただきます。

株式会社ちゅピCOM 府中局エリア版
インターネット接続サービス標準契約約款

平成13年 4月 1日制定
平成26年 4月 1日改正
平成28年 4月 15日改正
平成30年 6月20日改正
令和 元年10月 1日改正
令和 3年 8月 1日改正
令和 7年10月 1日改正

株式会社ちゅピCOM

目次

- 第1章 総則（第1条-第3条）
第2章 契約（第4条-第17条）
第3章 付加機能（第18条）
第4章 回線相互接続（第19条・第20条）
第5章 利用中止及び利用停止（第21条・第22条）
第6章 利用の制限（第23条）
第7章 料金等
第1節 料金（第24条）
第2節 料金の支払義務（第25条-第28条）
第3節 割増金及び延滞利息（第29条・第30条）
第8章 保守（第31条-第34条）
第9章 損害賠償（第35条・第36条）
第10章 雑則（第37条-第47条）
第11章 その他（第48条-第50条）

〔参考〕準拠する標準契約約款
総務省告示第200号（平成11年3月15日）「有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する電気通信回路を用いるインターネット接続サービス標準契約約款」

第1章 総則

- 第1条（約款の適用）
株式会社ちゅピCOM（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）及びその他の法令に従うとともに、当社の定めるインターネット接続サービス標準契約約款（以下「約款」といいます。）により、インターネット接続サービスを提供します。
- 第2条（約款の変更）
当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。
- 第3条（用語の定義）
約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1. 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路（光ファイバー等）その他の電氣的設備
2. 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3. 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備（光ファイバー等）及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
4. 電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
5. インターネット接続サービス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
6. インターネット接続サービス取扱所	1. インターネット接続サービスに関する業務を行う当社の事業所 2. 当社の委託によりインターネット接続サービスに関する契約事務を行う者の事業所
7. 電気通信設備	当社からインターネット接続サービスの提供を受けるための契約
8. 契約者	当社と契約を締結している者
9. 契約者回線	当社との契約に基づいて設置される電気通信回線
10. 保安器	異常電圧・異常電流から機器を保護するため、電気通信回線に設置される装置
11. D－ONU	光信号・電気信号間の変換と光信号の多重・分離をするため、電気通信回線の終端に設置される装置
12. 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
13. 端末接続装置	端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備
14. 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
15. 自営電気通信設備	第一種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
16. 相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者

17. 技術基準	端末設備等規則（昭和60年総務省令第31号）で定める技術基準
18. 消費税相当額	契約者消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 契約

- 第4条（インターネット接続サービスの種類等）
契約には、料金表に規定する種類、種別、品目等があります。
- 第5条（契約の単位）
当社は、契約回線1回線ごとに1の契約を締結します。この場合、契約者は1の契約につき1人に限ります。
- 第6条（契約の有効期限）
加入契約の有効期限は契約成立の日から1年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社、契約者のいずれからも何等の意思表示をしない場合には、引き続き1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。
- 第7条（契約者回線の終端）
当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。
- 2 当社は、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。
- 第8条（契約申し込みの方法）
契約の申し込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を、契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。
- （1）料金表に定めるインターネット接続サービスの種類、種別、品目等
 - （2）契約者回線の終端とする場所
 - （3）その他インターネット接続サービスの内容を特定するために必要な事項
- 2 加入契約の申込者又は契約者は、加入契約の申し込みをするときに記入した事項に変更が生じた場合は、所定の方法により速やかに当社に届け出るものとします。また、これを怠ったため、当社が送付した通知等が加入契約の申込者等に達しなかったときは、当社は、その通知等を送付した日をもって到達したものとして取扱うものとします。
- 第9条（契約申し込みの承諾）
当社は、契約の申し込みがあったときは、受け付けた順に従って、契約書面を交付する方法で承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、当社は、申し込みを行った者に対してその理由とともに通知します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申し込みを承諾しないことがあります。
- （1）契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき
 - （2）契約の申し込みをした者がインターネット接続サービスの料金をその他の債務（この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき
 - （3）加入申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていないとき
 - （4）その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき
- 第10条（契約の成立）
加入契約は、加入申込者が本約款を承認し、加入申込書に必要事項を記入のうえ提出し、当社がこれを承諾し契約締結書面を加入申込者に交付した時に成立するものとし、
- 2 加入申込者は、加入申込者引込線設置工事の施工についてあらかじめ地主、家主、その他利害関係人の承諾を得ておくものとし、後日問題が生じた場合であっても当社は責任を負いません。
- 第11条（インターネット接続サービスの種類等の変更）
契約者は、料金表に規定するインターネット接続サービスの種類、種別、品目等の変更の請求をすることができます。
- 2 前項の請求の方法及びその承諾については、第8条（契約申し込みの方法）及び前条（契約申し込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。
- 第12条（契約者回線の移転）
契約者は、契約者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における、契約者回線の移転を請求できます。
- 2 契約者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合があります。
- 3 当社は、第1項の請求があったときは、第9条（契約申し込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。
- 4 第1項の変更に必要な工事は、当社又は当社が指定した者が行います。
- 第13条（インターネット接続サービスの利用の一時休止）
当社は、契約者から請求があったときは、インターネット接続サービスの利用の一時休止（その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。
- 2 契約者は、当社のサービス利用の一時休止、またはその再開を希望する場合は、希望する日の10日前までにその旨を文書により当社に申し出るものとします。この場合契約者は、別に定める料金表に従い、一時休止を申し出た日の属する月から、再開した日の属する月までの期間の料金を当社に支払うものとします。
- 3 一時休止期間中は原則として当社機器を返却するものとし、機器の取りはずしに伴う工事費ならびに再開時の機器の取り付けに伴う工事費および手数料は、別に定める料金表に従い加入者が負担するものとします。
- 第14条（その他の契約内容の変更）
当社は、契約者から請求があったときは、第8条（契約申し込みの方法）第3号に規定する契約内容の変更を行います。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第9条（契約申し込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。
- 3 契約内容の変更があったときは、当社は変更後の契約内容を明らかにするための書面を契約者に交付します。

第15条（譲渡の禁止）

契約者が契約に基づいてインターネット接続サービスを受ける権利は、譲渡することができません。

ただし、次の場合、当社が承諾すれば、契約者の名義を変更することができるものとします。

- （1）相続または法人の合併の場合
- （2）新契約者が、旧契約者の同意を得て旧契約者の端末接続装置の設置場所において、当社のサービスの提供を受ける場合

- 2 前項の規定より名義変更をしようとするとき、新契約者は、文書により当社に申し出て、別に定める料金表に定める名義変更手数料を当社に支払うものとします。
- 3 新契約者は、旧契約者の有する本契約に関する権利義務の一切を引き継ぐものとします。
- 4 名義変更により、工事または調整が必要な場合は、その費用は新契約者が負担するものとします。

第16条（契約者が行う契約の解除）

契約者は、契約を解除しようとするときは、解約を希望する日の10日前までに当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

- 2 前項による契約解除の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。契約者は、別に定める料金表に従い、撤去に伴う費用を負担するものとします。また、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。撤去のために契約者の所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等への立ち入りが必要な場合、契約者はこれに同意承諾します。
- 3 契約解除の場合でも、契約者の当社に対する債務は消滅しません。
- 4 契約者は、契約締結書面受領の日から起算して8日を経過するまでの間、書面によりその申し込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。
- 5 前項の規定による申し込みの撤回等は、前項の書面を発したときにその効力を生じるものとします。
- 6 第4項の規定による申し込みの撤回等があった場合、契約者の享受したインターネット接続サービスの利用料は日割り計算で契約者が負担します。また、インターネット接続サービスの提供に必要な工事に通常要する費用および契約締結のために通常要する費用を契約者は負担します。

第17条（当社が行う契約の解除）

当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。

- （1）第21条（利用停止）の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しないとき
- （2）電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でインターネット接続サービスの継続ができないとき
- （3）契約者に、この約款に違反する行為があったとき
- 2 第21条（利用停止）の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、本項第1号の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。
- 3 当社は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。
- 4 第1項の規定により、当社がその契約を解除しようとするとき、前条第2項及び第3項の規定が準用されます。
- 5 契約者のこの約款に違反する行為により、当社が損害を受けた場合には、当社は、契約者に対し、損害賠償を請求する場合があります。

第3章 付加機能

第18条（付加機能の提供等）

当社は、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。

第4章 回線相互接続

第19条（回線相互接続の請求）

契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。

第20条（回線相互接続の変更・廃止）

契約者は、前条の回線相互接続を変更又は廃止しようとするときは、その旨を当社に通知していただきます。

- 2 前条（回線相互接続の請求）の規定は、回線相互接続の変更について準用します。

第5章 利用中止及び利用停止

第21条（利用中止）

当社は、次の場合にはインターネット接続サービスの利用を中止することがあります。

- （1）当社の電気通信設備の保守上又は工世上やむを得ないとき。
- （2）第23条（利用の制限）の規定によりインターネット接続サービスの利用を中止するとき。

- 2 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中止する場合があります。
- 3 前2項の規定により、インターネット接続サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 4 契約者は、第1項及び第2項によるサービスの利用中止について予め同意するものとします。

第22条（利用停止）

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのインターネット接続サービスの料金その他の債務（この約款により支払を要することとなったもの）に限ります。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのインターネット接続サービスの利用を停止することがあります。

- （1）料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）。
- （2）契約の申し込みに当たって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
- （3）第40条（利用にかかる契約者の義務）の規定に違反したとき。
- （4）事業法又は事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- （5）事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。
- （6）前各号のほか、この約款に違反する行為、インターネット接続サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。

- 2 当社は、前項の規定により、インターネット接続サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、契約者がこの約款の定め違反し、かつその行為が、サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがあると当社が判断したときは、この限りではありません。
- 3 当社は、第1項の規定によるサービスの利用停止に対する損害賠償責任は一切負わないものとします。

第6章 利用の制限

第23条（利用の制限）

- 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、インターネット接続サービスの利用を制限することがあります。
- 2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 インターネット接続サービスの利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。
- 4 当社は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手段を用いて行われる所定の電気通信について、その通信量等を制限することがあります。
- 5 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社または児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像および映像を閲覧できない状況にすることがあります。
- 6 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。
- 7 当社は、前2項の措置については、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、また、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、当社の措置の違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。

第7章 料金等

第1節 料金

第24条（料金の適用）

当社が提供するインターネット接続サービスの料金は、加入料、利用料、端末接続装置使用料、付加機能使用料、手続に関する料金及び工事に関する費用とし、料金表（料金表及び当社が別に定める事業法施行規則第19条の2各号に掲げる料金をいいます。以下同じとします。）に定めるところによります。

2 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

第2節 料金の支払義務

第25条（利用料等の支払義務）

契約者は、その契約に基づいて当社がインターネット接続サービスの提供を開始した日（付加機能又は端末接続装置の提供については、その提供を開始した日）の属する月の翌月から起算して、契約の解除があった日（付加機能又は端末接続装置の廃止については、その廃止があった日）の属する月までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は1日間とします。）について

- は、当社が提供するインターネット接続サービスの態様に応じて料金表に規定する利用料又は使用料（以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。）の支払を要します。月途中からのサービスでも利用料等については日割計算を行わないものとし、月額料金の支払を要します。
- 2 前項の期間において、利用の一時休止等によりインターネット接続サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。
- （１）利用の一時休止をしたときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。
- （２）利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。
- （３）前２号の規定によるほか、契約者は、次の表に掲げる場合を除き、インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払を要します。

区別	支払を要しない料金
1 契約者の責めにやらない理由により、そのインターネット接続サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（次号に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（2４時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等（その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます。）
2 当社の故意又は重大な過失によりそのインターネット接続サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等。
3 移転に伴って、そのインターネット接続サービスを利用できなかった期間が生じたとき。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等。

- 3 当社は、支払を要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第２６条（加入料の支払義務）

契約者は、第８条（契約申し込みの方法）の規定に基づき契約の申し込みを行い当社がこれを承諾したときは、料金表に規定する加入料の支払を要します。第１６条（契約者が行う契約の解除）第４項の場合を除き、契約解除等に伴う加入金の払い戻しはありません。

第２７条（手続に関する料金の支払義務）

契約者は、約款に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続に関する料金の支払を要します。ただし、その手続の着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第２８条（工事に関する費用の支払義務）

契約者は、約款に規定する工事の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払を要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又は請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第３節 割増金及び延滞利息

第２９条（割増金）

契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の２倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第３０条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年１４．５％の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して１０日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第８章 保守

第３１条（当社の維持責任）

当社は、インターネット接続サービス取扱所から契約者回線までの施設、契約者との契約に基づいて設置される保安器またはＤ－ＯＮＵの出力端子までの施設、端末設備のうち端末接続装置および当社が貸出するその他の装置を所有します。

- 2 当社は、当社の設置した当社所有の電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和６０年総務省令第３０号）に適合するよう維持します。

第３２条（契約者の維持責任）

契約者は、保安器またはＤ－ＯＮＵの出力端子以降の施設の設置に要する費用を負担し、かつ、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持していただきます。

- 2 当社又は当社の指名する者は、通常の場合、その営業時間内において保守又は第３３条（設備の修理又は復旧）及び第３４条（契約者の切り分け責任）に定める作業を行うものとします。

第３３条（設備の修理又は復旧）

当社は、当社の設置した当社所有の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧します。

第３４条（契約者の切り分け責任）

- 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備（当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。）が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した当社所有の電気通信設備が正常に稼動しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。
- 2 前項の確認に際して、契約者から請求があった場合には、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所又は当社が指定する者が当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者にお知らせした後において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。
- 4 当社は、契約者が所有する機器のコンピューターウィルスへの感染による故障、自営端末設備又は自営電気通信設備の障害等については、一切責任を負わないものとします。

第９章 損害賠償

第３５条（責任の制限）

- 当社は、インターネット接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのインターネット接続サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、2４時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、インターネット接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（2４時間の倍数である部分に限ります。）について、2４時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスの利用料等の料金額（料金表の規定によりその利用の都度発生する利用料については、インターネット接続サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（１の暦月の起算日（当社の契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の前６料金月の１日当たりの平均利用料（前６料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 第１項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりインターネット接続サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

第３６条（免責）

- 当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほかは、何らの責任も負いません。
- 2 当社は、インターネット接続サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
- 3 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、事業法の規定に基づき当社が定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件の設定又は変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。
- 4 当社は、落雷等により契約者の自営端末設備又は自営電気通信設備が破損した場合に、その責任を負わないものとします。
- 5 当社は天災等、当社の責に帰さない事由により契約者の施設が壊滅した場合に、サービスの利用等についてその責任を負わないものとします。
- 6 当社は、次の事項を原因としたサービスの利用中止による損害等について、賠償等の一切の責任を負わないものとします。
- （１）天災、停電、事変、非常事態、法令上の制限
- （２）落雷等に伴う接続機器の故障による本サービス及び関連するサービスの停止
- （３）予期できない施設の機能停止
- （４）第２１条（利用中止）に定めるサービスの利用中止
- （５）その他当社の責に帰することのできない事由

第１０章 雑則

第３７条（契約者個人情報の取り扱い）

- 当社は、契約者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。
- 2 当社は、当社のサービスを提供するために必要かつ利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を取得します。
- 3 契約者の個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内で当社が利用するほか、委託業務の達成に必要な範囲内で、当社が委託した者も利用できるものとします。
- 4 当社は、契約者の個人情報を、次の目的で利用します。ただし、下記（２）～（５）では契約者の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスおよび契約者に提供するサービスの内容を利用します。
- （１）契約者へのサービスに関する契約の締結、工事の施工のために契約者の氏

- 名、住所、電話番号、住宅の図面を、また、料金請求や収納業務のために金融機関の契約者の口座番号および名義ならびに契約者に提供するサービス内容をそれぞれ利用します。
- (2) 加入者に対してダイレクトメール、電子メール、定期訪問等により情報（当社が提供するサービスに関する各種キャンペーン等のお知らせや商品案内など）を提供し、または、各種アンケート調査を実施するために利用します。
- (3) サービスの変更およびサービスの休廃止の通知を契約者に届けるために利用します。
- (4) 契約者から寄せられた意見、要望に応えるための苦情、相談対応業務のために利用します。
- (5) 契約者が当社から購入した商品のアフターサービス、メンテナンス、定期点検を行うために利用します。
- (6) 契約者の個人情報の集計、分析を行い、個人が識別、特定できないように加工した統計資料を作成し、サービスの向上および新規サービスの開発等を行うために、契約者に提供するサービス内容を利用します。
- 5 上記の利用目的以外に、契約者の個人情報を利用する必要がある場合には、下記6(2)～(6)に該当する場合を除き、事前に契約者に利用者および利用目的を連絡し、契約者から事前の同意を得たうえで、利用します。
- 6 契約者の個人情報は、次のいずれかに該当する場合を除き、第三者に提供いたしません。
- (1) 契約者から同意を得た場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、契約者の同意を得ることが困難である場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって契約者の同意を得ることが困難である場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体が法令の定めによる事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合
- (5) 裁判官の発付する令状により強制処分として捜査、押収等がなされる場合
- (6) 警察、税務署等の法律上の照会権限を有する者からの照会がなされた場合
- 第38条（苦情処理）
- 当社は、契約者の個人情報の取り扱いに関する苦情は、適正かつ迅速な処理に努めます。
- 2 当社は、契約者からの申し出により、インターネット接続サービスの提供に関する業務に支障の無い範囲で、個人情報の照会、修正、利用・開示の中止および利用・開示の再開に応じるものとします。
- 第39条（承諾の限界）
- 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払を現に怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 第40条（利用に係る契約者の義務）
- 当社は、インターネット接続サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。
- 2 契約者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。
- 3 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。
- 4 契約者は、故意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。
- 5 契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないこととします。
- 6 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。
- 7 契約者は、前4項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要の費用を支払っていただきます。
- 8 契約者は、当社が提供するインターネット接続サービスを利用するにあたり、以下の行為（以下、「禁止行為」といいます。）を行わないこととします。
- (1) 当社若しくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他者を不当に差別若しくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待に相当する画像、映像、音声若しくは文書等を送信又は表示する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつくおそれの高い行為、未承認若しくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、又はインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
- (7) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
- (8) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (9) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、又は消去する行為

- (10) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
- (11) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
- (12) 無断で他者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、若しくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- (13) 他者の設備等又はインターネット接続サービス用設備の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
- (14) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (15) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書や通貨の偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介し又は誘引（他人に依頼することを含む）する行為
- (16) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (17) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (18) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為
- (19) 犯罪や違法行為に結びつく、又はそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (20) その他、法令に違反し、又は違反するおそれのある行為や、公序良俗に違反し、又は他者の権利を侵害すると当社が判断した行為
- 9 契約者が前項の禁止行為を行った場合、その責任は当該契約者に帰属し、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 10 契約者が故意または過失により第8項の禁止行為を行い、当社サービスの停止若しくは著しい損害を与えた場合、当該契約者は、当社が被った損害を賠償しなければなりません。
- 11 当社は、契約者による本サービスの利用が第8項の禁止行為に該当する場合、当該利用に関し他者から当社にクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、又はその他の理由で本サービスの運営上不相当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれか又はこれらを組み合わせることで講ずることがあります。
- (1) 第8項の禁止行為に該当する行為をやめるように要求します。
- (2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します。
- (3) 契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。
- (4) 事前に通知することなく、契約者が発信または表示する情報の全部若しくは一部を削除し、又は他者が閲覧できない状態に置きます。
- 12 前項の措置は、契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。
- 第41条（サービス利用環境の維持）
- 契約者は、接続機器等のサービスを利用するために必要な機器、設備及び通信回線等を自己の責任をもって管理し、また相互接続事業者の提供する電気通信サービス等を利用するために必要な他のサービスの利用を継続する等により、サービスを利用するために必要な利用環境を自己の責任をもって維持するものとします。
- 2 契約者が前項に定める利用環境を維持しなかったためサービスが利用できない場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 第42条（契約者の関係者による利用）
- 契約者は、家族その他の者（以下「関係者」といいます。）に利用させる目的で、かつサービスの利用に関する料金の負担に合意して利用契約を締結したときは、当該関係者に対しても、契約者と同様に約款の規定を遵守させる義務を負うものとします。
- 2 前項の場合、契約者は、関係者が第40条（利用に係る契約者の義務）に定める禁止行為のいずれかを行い、又は故意又は過失により当社に損害を被らせた場合等、当該関係者の行為を契約者の行為とみなして、この約款の各条項が適用されるものとします。
- 第43条（不正利用）
- 当社との間に加入契約を成立させることなく、当社が設置する設備の使用もしくは当社のサービス提供を受けている者は、これを不正利用者として次の損害賠償を請求するものとします。
- (1) 設備の損傷や、当社のサービスに障害を生じさせている場合には、その復旧に要するすべての費用
- (2) 権利損害金として、当社が不正利用者の地域でサービスの提供を開始した日より、当社が利用を確認したときに至るまでの利用料相当額
- 第44条（相互接続事業者のインターネット接続サービス）
- 契約者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承諾していただきます。
- 2 契約の解除があった場合は、その解除があった時に、当社の相互接続事業者のインターネット接続サービス利用契約についても解除があったものとします。
- 第45条（技術的事項及び技術資料の閲覧）
- 当社は、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所において、インターネット接続サービスに係る基本的な技術的事項及び契約者がインターネット接続サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。
- 第46条（営業区域）
- 営業区域は、当社が別に定めるところによります。
- 第47条（閲覧）
- この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第 4 8 条（合意管轄）

この約款は日本国の国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については広島地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第 4 9 条（業務の廃止）

当社は、業務上の都合により業務及びこの約款に定めるサービスを廃止することがあります。この場合、それらを廃止する日をもって加入契約及びサービスの利用契約は終了するものとし、この日を契約の終了日と定めます。加入金等は払い戻しされないものとします。

- 2 当社は、前項の場合には、加入者に対し業務及びサービスを廃止する日の 3 か月前までに、その旨を文書で通知し、かつ、当社ホームページ上に掲載する等、当社の定める方法により業務及びサービスを廃止する旨を告知します。
- 3 当社は、都合により特定のサービス品目を任意の月の末日付で廃止する場合があります。

ます。この場合、加入者は第 2 2 条（加入申込書記載内容の変更）の規定に基づき別のサービス品目への請求をすることができます。請求を行わなかった加入者に関しては、別途当社が定める場合を除き当該サービスを廃止する日をもって当該加入者との当該サービス品目の利用契約を解除します。

- 4 当社は、前項の場合には、当該サービス品目を利用する加入者に対し 1 か月前までに、その旨を文書で通知し、かつ、当社ホームページ上に掲載する等、当社の定める方法により当該サービス品目を廃止する旨を告知します。5 当社は、天災または当社の責に帰することのできない事由によって、業務を廃止することがあります。この場合、それらを廃止する日をもって加入契約及びサービスの利用契約は終了するものとし、この日を契約の終了日と定めます。加入金等は払い戻しされないものとします。

第 5 0 条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が発生した場合は、当社と加入者は、契約の締結の主旨に従い誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

ちゅピCOM 府中局エリア版 契約約款（別表）料金表

●ちゅピCOM加入加入金（税込み）33,000円

☆設定・接続（工事）サービス（税込み）

引込工事負担金（同軸ケーブル）	18,700円／件
引込・共聴工事負担金（同軸ケーブル（ブースター込））	29,700円／件
引込工事負担金（光ファイバー）	40,700円
宅内工事費（テレビ、ネット、電話、各1サービス（端末1台）あたり	14,300円
その他工事費	実費

●放送サービス基本利用料【月額（税込み）】

同軸／光	ベーシック	エコノミー	ミニ	スタンダード ※3	地デジ	受信専用STB貸与 （地デジ・スタンダードを除く）
	4,290円	3,630円	1,870円	1,430円	1,430円	
同軸／光 録画対応タイプ	ベーシック	エコノミー	ミニ	スタンダード	地デジ	録画対応STB販売 （販売は2017. 3. 31で終了）
	3,630円	3,300円	1,540円			
	4,730円	4,400円	2,640円			録画対応STB貸与 HDD（500GB）内蔵 （2024. 3. 31で新規受付終了）
	5,830円	5,500円	3,740円			録画対応STB貸与 HDD（1TB）内蔵 3D・Blu-ray付 （2024. 3. 31で新規受付終了）
テレビ＋ネット セット割引	▲1,100円		▲550円	▲110円		
とくとくセット ※1	8,965円					テレビ＋ネットの契約に適用 最低利用期間2年間
BS4K対応STB	550円／台を加算					受信専用BS4K対応STBに交換
BS4K録画対応STB ※2	770円／台 を加算	1,100円／台を加算				BS4K録画対応STB（HDD内蔵）に交換 （2024. 3. 31で新規受付終了） 最低利用期間1年間

- ※1：本サービス料金適用から2年間、継続して利用される方が対象です。上記契約条件を満たさなくなった場合、解約料（テレビ解約時3,839円、ネット解約時4,631円）の支払いが必要です。
本サービスには、既に「テレビ＋ネット セット割引」が適用されています。
本サービスのご契約は1契約ごとに1台、1回線限りいたします。
- ※2：本サービス料金適用から1年間、継続して利用される方が対象です。上記契約条件を満たさなくなった場合、解約料770円の支払いが必要です。2台目以降も、同一条件、同一金額で利用できます。
- ※3：スタンダードコースは同軸でのサービス提供はありません。

●STB2台目以降基本利用料【月額】（税込み）

☆コースの内容や料金、放送するチャンネル内容や数などの変更を行うことがあります。

プラス標準	ベーシックと同様	2,530円
	エコノミーと同様	2,200円
	ミニと同様 ※1	440円
プラスBC	地デジ＋BS＋CS（有料選択：チャンネルごとの料金が必要）	550円
プラス買取録画	ベーシック買取録画と同様	2,200円
	エコノミー買取録画と同様	1,870円
	ミニ買取録画と同様	110円
プラスレンタルHDD	ベーシック（HDDタイプ）と同様	3,300円
	エコノミー（HDDタイプ）と同様	2,970円
	ミニ（HDDタイプ）と同様	1,210円

プラスレンタルBlu-ray	ベーシック（Blu-rayタイプ）と同様	4,400円
	エコノミー（Blu-rayタイプ）と同様	4,070円
	ミニ（Blu-rayタイプ）と同様	2,310円

※STB 2台目のコースが、最初の契約より利用料が高いコースの場合は、利用料の高いコースを主契約とし、利用料の安いコースを2台目扱いとします。但し、利用料の合計金額により、主契約と2台目以降の扱いが変わる場合は、当社の定める所によるものとします。

※1：光サービスの場合には、この料金は発生しません。

●有料番組（オプションチャンネル）【月額】（税込み）

☆コースの内容や料金、放送するチャンネル内容や数などの変更を行うことがあります。

【現行受付中の有料番組サービス】

【令和6年3月で新規受付を終了した有料番組サービス】

チャンネル名	月額利用料金
WOWOWプライム、WOWOWライブ、WOWOWシネマ	株式会社WOWOWが定める「衛星有料放送サービス約款」の規定に基づく視聴料等によります。
BS10プレミアム	1,980円/台
グリーンチャンネル	1,100円/台
アニメシアターX（AT-X）	2,180円/台
フジテレビNEXTライブ・プレミアム	1,980円/台
衛星劇場	1,980円/台
Mnet	2,200円/台
Mnet HD	2,530円/台

【令和6年3月で新規受付を終了した有料番組サービス】

東映チャンネル	1,650円/台
V☆パラダイス	770円/台
KBS World	770円/台
フジテレビONE スポーツ・バラエティ	2chセット
フジテレビTWO ドラマ・アニメ	2,310円/台
囲碁・将棋チャンネル	1,540円/台
TBSチャンネル1 最新ドラマ・音楽・映画	660円/台
テレ朝チャンネル1 ドラマ・バラエティ・アニメ	660円/台
日経CNBC	880円/台
ファミリー劇場	2chセット
スーパー！ドラマTV	1,100円/台
プレイボーイチャンネル	2,750円/台
レッドチェリー	2,750円/台
レインボーチャンネル	2,530円/台
ミッドナイト・ブルー	2,530円/台
パラダイステレビ	2,200円/台
ゴールドエンダルトセット（レインボーチャンネル＋ミッドナイト・ブルー＋パラダイステレビ）	3,300円/台

●インターネット接続サービス基本利用料（税込み）

	スタンダードタイプ 12M	ビジネスタイプ 12M	光インターネット 100M	光インターネット 1G
月額利用料	5,170円	19,800円	5,170円	6,600円
最大通信速度	12Mbps	12Mbps	100Mbps	1Gbps
メールアドレス	1個（無制限/個）	5個（無制限/個）	1個（無制限/個）	1個（無制限/個）
ホームページ容量	100MB	100MB	100MB	100MB
テレビ＋ネット セット割引	▲1,100円 ※1	▲550円 ※2	▲1,100円 ※1	▲550円 ※2
ネット＋ケーブルライン セット割引			▲979円	▲979円
とくとくセット 月額利用料	8,965円 ※3 テレビ＋ネットの契約に適用 最低利用期間2年間		8,965円 ※3 テレビ＋ネットの契約に適用 最低利用期間2年間	10,395円 ※3 テレビ＋ネットの契約に適用 最低利用期間2年間

※月額利用料は、サービス開始時および解約時等の日割り計算はありません。

※月額利用料には、端末接続装置使用料、光終端装置使用料が含まれています。

※通信速度は、最大通信速度（ベストエフォート）であり、速度を保証するものではありません。

※テレビ＋ネットのセット割引は、テレビ利用料が割引になります。

※ネット＋ケーブルラインのセット割引は、ネット利用料が割引になります。

※テレビ＋ネット＋ケーブルラインのセット割引は、テレビとネットの利用料からそれぞれ割引になります。

※メールの保存期間は60日間です。

※1：対象となるテレビサービスは、ベーシックコースとエコノミーコースです。

※2：対象となるテレビサービスは、ミニコースとスタンダードコースです。

※3：対象となるテレビサービスは、ベーシックコースです。

本サービス料金適用から2年間、継続して利用される方が対象です。

上記契約条件を満たさなくなった場合、解約料（テレビ解約時3,839円、ネット解約時4,631円）の支払いが必要です。

本サービスには、既に「テレビ＋ネット セット割引」が適用されています。

本サービスのご契約は1契約ごとに1台、1回線限りといたします。

●インターネットオプション料金（税込み）

追加メールアドレス	550円／個／月	無線LAN内蔵ケーブルモデム、無線LANルーター	220円／台／月 ※4
追加ホームページ容量	1,100円／50MB／月	ウィルスバスターマルチデバイス月額版	440円／月 ※5
固定グローバルIPアドレス（一般）（1個のみ）	990円／個／月	リモートサポート	550円／月 ※6
事務処理手数料（追加・変更・削除等）	1,100円／回	IPカメラ	550円／月 ※7
メッシュWi-Fi（2台1セット）	880円／月 ※8	メッシュWi-Fi（追加Pod）	440円／台／月 ※8

※4：既に当社インターネットサービス（スタンダードタイプ12M）をご利用の場合は、当社から貸与してあるケーブルモデムとの交換になります。光サービスの場合には、無線LANルーターの貸与となります。

※5：本サービス料金適用から3ヶ月間の最低利用期間があります。初回月の1ヶ月は無料です。3ヶ月以内の解約は、2ヶ月分の料金の支払いが必要です。

※6：インターネット契約の新規契約時に付属しています。最初の2ヶ月は無料です。本サービスのサポート対象・サポート範囲の詳細はリモートサービス提供内容をご参照ください。

※7：本サービス料金適用から2年間の最低利用期間があります。最低利用期間に満たないで契約解除する場合には、解約料550円の支払いが必要です。本サービスの利用には、グローバルIPアドレス、UPnPに対応し「2.4GHz」の周波数帯域を使用する無線LANルーターをご用意ください。IPカメラの販売はありません。

本サービスの機器設置場所の状況などによっては使用できない場合があります。

※8：本サービス料金適用から6ヶ月間の最低利用期間があります。最低利用期間に満たないで契約解除する場合には、解約料880円の支払いが必要です。

☆各種カスタマー手続およびその他サービス（税込み）

登録事務手数料	3,300円／回	集金手数料	1,100円／回
一時休止期間料金	1,430円／月	コース変更等利用内容変更手数料	550円／回
リモコン	5,500円／台	かんたんリモコン	2,200円／台
解約料（引込線・機器撤去） 1サービス※1			11,000円／件
解約料（引込線・機器撤去） 2サービス※1			12,100円／件
解約料（引込線・機器撤去） 3サービス※1			12,100円／件
解約料（機器撤去） 1サービス※2			3,300円／件
解約料（機器撤去） 2サービス※2			6,050円／件
解約料（機器撤去） 3サービス※2			9,900円／件
アナログテレビ用STB 貸出料（2024.3.31で新規契約終了）			220円／月
ミニコースでオプションCHを契約された場合のC-CASカード 貸出料			110円／月
カードの紛失、破損、故障に伴う費用：B-CASカード			2,160円／枚
カードの紛失、破損、故障に伴う費用：C-CASカード			2,750円／枚
機器の紛失、修理不能による損害金：STB			33,000円／台
機器の紛失、修理不能による損害金：録画対応STB（HDDタイプ）			46,800円／台
機器の紛失、修理不能による損害金：録画対応STB（Blurayタイプ）			98,800円／台
機器の紛失、修理不能による損害金：BS4K対応STB			45,800円／台
機器の紛失、修理不能による損害金：BS4K録画対応STB（HDDタイプ）			61,000円／台
機器の紛失、修理不能による損害金：録画機（HDDタイプ）			46,800円／台
機器の紛失、修理不能による損害金：録画機（Blurayタイプ）			98,800円／台
機器の紛失、修理不能による損害金：V-ONU			13,200円／台
機器の紛失、修理不能による損害金：D-ONU			18,300円／台
機器の紛失、修理不能による損害金：PI（電源供給器）			4,510円／台
その他工事費			実 費
機器の紛失、修理不能による損害金：ケーブルモデム			8,140円／台
機器の紛失、修理不能による損害金：無線LAN内蔵ケーブルモデム			15,400円／台
機器の紛失、修理不能による損害金：IPカメラ			15,400円／台
機器の紛失、修理不能による損害金：メッシュWi-Fi			14,300円／台

※1：一戸建て住宅の場合で、同軸、光共通の解約料です。

※2：ちゅピCOM対応集合住宅の場合の解約料です。

☆B-CAS、C-CASカードは貸与品です。

☆上記項目以外については別途実費を伴う場合があります。

◇社会経済情勢の変化、提供するサービス内容の変更等に伴い料金の改定を行う場合があります。

2025年10月現在
株式会社ちゅピCOM